

北広島市霊園の設置及び管理に関する条例及び 北広島市霊園の設置及び管理に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

少子高齢化や核家族化を背景としたお墓の承継者の不在化などの問題の解消や、多くの市民からの要望に応えるため、北広島霊園内に合葬式のお墓を整備します。

このことに伴い、条例に定める墓地の種別を変更し、新たな墓地の種別や使用者の資格及び許可に関するもののほか、使用料及び管理料を追加するものです。

2 改正の内容

墓地の種別追加

北広島市慰霊堂及び周辺区域を改修して合葬墓を整備し、墓地の名称を「慰霊堂」とします。

また、慰霊堂への納骨は、骨壺から焼骨を出して一つの大きな合葬室に直接埋蔵する形態とします（骨壺での埋蔵保管はいたしません）。

慰霊堂の使用者資格

下記のいずれかに該当する方とします。

焼骨を持つ方又は埋蔵される方が、北広島市の区域内に住所又は本籍がある方

焼骨を持つ方又は埋蔵される方が、北広島市の区域内に住所又は本籍があった方

現在、市の区域内に住所や本籍がない北広島霊園一般墓地の使用者の方が、市に墓地を返還する際、当該墓地に埋蔵している焼骨を慰霊堂に改葬する場合も認めることとします。

北広島霊園一般墓地の使用者が慰霊堂に埋蔵される場合は、使用している墓地に埋蔵されている全ての焼骨を慰霊堂に改葬して墓地を返還してもらうことを条件とします。

慰霊堂の使用許可に関する事など

慰霊堂の使用許可の区分は、焼骨の埋蔵のほか、近年の時代背景や価値観の動向等を考慮し、生前に死後の準備をされる方も多く見込まれることから、生前予約を受け付けることとします。

なお、生前予約については、予約者の死後、自己の焼骨埋蔵等を行って頂く「祭祀の主宰者」を選定して頂きます。

永代使用料について

慰霊堂の整備に要する経費（平成8年度実施の慰霊堂建設工事費及び今回の整備費）を基に算出して別表のとおりとします。

なお、年齢に応じて焼骨の大きさ等に差があることを考慮し、市の火葬場使用料の区分及び料金比率を参考として、15歳以上、15歳未満といった2つの区分の永代使用料を設定します（胎児については無料とします）。

永代管理料について

慰霊堂及び周辺施設の清掃や樹木の剪定など管理業務が増加することから、一般墓地の永代管理料を基に算出して別表のとおりとします（胎児については無料とします）。

別表

区分	永代使用料	永代管理料
15歳以上の焼骨（1体）	15,000円	12,000円
15歳未満の焼骨（1体）	11,000円	

3 埋蔵の取り扱いなどについて

焼骨の埋蔵は、随時、使用申請を受け付けることとし、埋蔵する指定日（月1回程度）に埋蔵して頂くこととします。

骨壺での埋蔵保管ではなく、遺族等により骨壺から出して慰霊堂の合葬室に直接埋蔵して頂くことから、埋蔵した焼骨は返還できないものとなります。

降雪期間内は霊園を閉鎖することから、4月下旬から11月上旬までの期間に埋蔵への対応を行うこととします。

生前予約は、焼骨がある方を優先する考え方を踏まえて年間募集数を定め、年1回、公募により受け付けることとし、応募者が多数の場合は、抽選により決定することとします。

4 今後のスケジュール

日程	内容
平成27年 4月15日 ~ 5月14日	パブリックコメントの実施
平成27年 5月下旬	パブリックコメント検討結果の公表
平成27年 6月	市議会・第2回定例会に付議
平成27年 4月 ~ 8月	整備工事
平成27年 8月	慰霊堂の使用案内開始
平成27年 9月	慰霊堂の使用受付・埋蔵開始

